

「保険金が使える」 という住宅修理サービスでの トラブルにご注意!

〇〇協会と名乗るところから「自然災害で壊れた箇所はないか」、「火災保険で無料修理できる、保険申請も手伝う」と言われたけど、お願いしてみようかな…。



住宅修理(リフォーム)に関し、「保険金を使える」と言って勧誘する業者とのトラブルが増加しています。このような勧誘については、住宅の修理を業者と契約する前に、ご契約している損害保険会社または損害保険代理店へご相談ください!



台風、暴風、ひょう、雪災などによるお住まいへの被害はないでしょうか。自然災害による住宅の損害については、多くの場合^(注)、加入している火災保険等で補償されます。しかしながら、**損害保険会社や損害保険代理店へ連絡する前に問題のあるリフォーム業者と契約してしまうと、高額な解約手数料を要求される**などのトラブルに巻き込まれてしまうことがあります。トラブル事例は裏面をご覧ください。なお、国民生活センターなどでも、相談を受け付けています。

(注) 自然の消耗もしくは劣化または性質によるさびなどによって生じた損害はお支払いの対象とはなりません。商品によっては、損害額が一定額以上の場合に保険金が支払われる契約があります。

お問い合わせ先

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

0570-022808 (全国共通・通話料有料)

※PHS、IP電話からは03-4332-5241へおかけください。

受付日:月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く) 受付時間:午前9時15分～午後5時

実際のトラブル事例

国民生活センターのホームページから抜粋

業界団体のような名前のところから「自然災害で壊れた箇所はないか」と電話があり、今年の台風で屋根が傷んでいることを話すと「火災保険で修理できる。うちの指定業者が無料で調査し、保険申請も手伝う」と言われ、後日業者が調査に来た。保険金が出るならと思い、その業者と工事請負契約を結び、作成してもらった見積書等で保険会社に申請すると、60万円の保険金が出ることになった。しかし、やはり工事はなじみの業者に頼んだほうがよいと思い、解約しようとしたところ、保険金の50%もの解約料が取られることがわかった。工事もししていないのに高額すぎないか。



(70歳代 男性)

この他にも様々なご相談が寄せられています。
以下のような行為が組み合わされ、トラブルに発展しています。

事例 1 十分な説明を受けられずに、強引に契約させられた。

事例 2 契約書^(※)などがもらえなかった。
※特定商取引法で義務付けられている書面

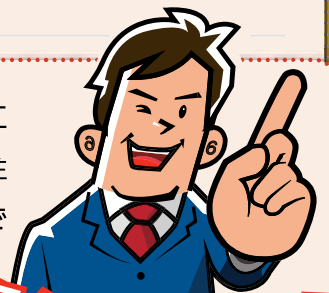
事例 3 うその理由^(※)で保険金を申請するよう勧められた。
※虚偽の理由による保険金請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。

事例 4 「自己負担ゼロ円」と説明されたが、実際には大半が保険金支払いの対象でなく、自己負担になってしまった。

事例 5 修理代金を前払いさせられた上、修理が着工されなかったり、ずさんな工事が行われたりした。

事例 6 解約時に高額な料金を請求された。

全国の消費生活センターや国民生活センターへは、訪問販売によるリフォーム工事(屋根工事、壁工事、増改築工事、塗装工事、内装工事)の相談が2007年度以降毎年5,000件を超え、住宅修理に保険金を使えると言って勧誘された事例に関する相談は2007年度からの合計で721件に達しています(2012年10月末現在)。また、各保険会社への相談も増えています。



気をつけましょう!

このチラシを一般社団法人 日本損害保険協会の許可なくして使用する行為を一切禁じます。